経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（商工組合中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為） **第八十九条の二**　［略］ ２　法第六十条の二第一項に規定する主務省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（商工組合中央金庫電子決済等代行業者（第八十九条の四第一項第一号に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。）の行為に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者及び商工組合中央金庫の双方が法第六十条の十二第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの 二　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの 三　第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの 四　その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの	（商工組合中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為） **第八十九条の二**　［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この命令は、公布の日から施行する。

（この命令の失効）

２　この命令は、令和二年九月三十日限り、その効力を失う。

○内閣府厚生労働省令第七号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第二項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年五月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。